

大崎町経営持続化給付金の交付の対象となる指定業種 (第3次産業)について

大崎町経営持続化給付金の交付の対象となる指定業種（第3次産業）については、総務省が定める、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）のうち、第一次産業及び第二次産業に該当しない、第三次産業が対象となります。

具体的には、総務省の大分類のうち、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く）、T 分類不能の産業。

大分類
A 農業, 林業
B 漁業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
D 建設業
E 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業
H 運輸業, 郵便業
I 卸売業, 小売業
J 金融業, 保険業
K 不動産業, 物品賃貸業
L 学術研究, 専門・技術サービス業
M 宿泊業, 飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業
O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉
Q 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)
S 公務(他に分類されるものを除く)
T 分類不能の産業
(計) 20

対象事業者: 第3次産業